平成２７年度第３回「柏崎市男女共同参画審議会」議事録(概要)

日　　時　　平成２７年１０月１日（木）１５：００～１７：５５
会　　場　　柏崎市役所　４階小会議室
出席委員　　阿部委員、新野委員、梅比良委員、岡田委員、新澤(久)委員、西巻委員、根本委員、松原委員、山本委員、吉田委員　　１０人
（欠席：栗原委員、新澤（守）委員、須田委員　３人）
事 務 局　　人権啓発･男女共同参画室
市民生活部長 桑原、室長 力石、同室主任 五十嵐
概　　要
基本計画骨子案の再検討及び素案の構成等についての協議・検討並びに平成２７年８月２８日に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法)」の概要説明を行った。

１　開　　会
２　会長あいさつ
３　議　　事
⑴　今後のスケジュールについて
（事務局から資料№.１について説明）

⑵　基本計画の骨子案の変更について
（事務局から資料№.２について説明）
議長　　骨子案についてご意見はあるか。
Ａ委員　　施策の方向 21 に「性差」という言葉が使われてるが、今までの流れだと、男女共同参画では「性差」という言葉をなくすという方向で動いていると思うが、ここについては矛盾を感じる。
事務局　　男性と女性の体の仕組みが決定的に違うので、その部分はなくすことはできず、また理解していかなければならない。
Ａ委員　　ＰＴＡの観点から言うと、混合名簿などは性差というものを感じさせないようにするのが発端になっている。
Ｂ委員　　「男女共同参画」の入口で誤解を生じたのが、「男女全て平等」が「性差」も平等にしなければならないというところで先行してしまったことである。役割の中の性差と、もともと違いがある身体的な性差は相いれないものである。両方を「性」というかたちで呼んでいるので混乱する。誰もができるのに「今まで女性がやっていた役割だから」というのを見直そうというのが男女共同参画の入口である。もともと違いがあるのを平等にということは「男女共同参画」では求めていない。逆にそれを理解し合い助け合って共に快適な生活を求めていこうとするのが最大の目的である。「性」をどう読み込むか、説明が不足しているかもしれない。

Ａ委員　　その方向で施策を進んでいくのであればいいが、そこが混同されて、実際の施策に落とし込まれているところが見受けられるので、ここが大きな問題となる可能性がある。

Ｂ委員　　ヨーロッパあたりでは、もともとその違いを分かって始めた活動。日本は外から強制的に入ってきた概念なので、入口から勘違いしている人が男性にも女性にもまだ多いはず。長く男女共同参画の活動をやってきたからといって、この基本のところが理解されているとは限らない。市民意識調査にも散見されるので、見直すいい機会である。初めにこの誤解を解くことが必要ではないか。

議長　　「性差」という表現が曖昧でわかりにくい。ジェンダーという言葉はあまり使われなくなっているが、これも誤ってとらえられるところがある。「性差」を丁寧に説明する言葉がないのか。

Ｃ委員　　「差」という言葉がすごく違和感がある。男性にしか受けられない検診もあるはず。そういうことを考えながら、「性別ごと」とか、そういう言葉があるといい。

事務局　　「差」に替わる言葉を検討する。説明も盛り込みたい。

Ａ委員　　この計画は、審議会や関係部署だけでなく、こういった意見が出たから取り組んでもらいたいということを、市の担当部署にフィードバックしなければ意味がない。

事務局　　副市長を会長とする庁内推進会議に当審議会でいただいた意見を提示し、また、すべての事業に男女共同参画の視点を取り入れるという視点で毎年度、検証作業を行っている。事業実績や計画は、担当課が作成するが同じ項目が何回も出てくることについては、今後目的に沿った方向で整理していきたい。

⑶　次期柏崎市男女共同参画基本計画「かしわざき男女共同参画プラン」（素案）について
（事務局から資料№.３について説明）

議長　　語句の説明については、直近のページの下でよいか。前段に背景やデータなどの説明を入れるところはよいか。計画策定の背景で、男女共同参画をめぐる世界・国・県・市の動きを別々ではなく時系列で解説しているがどうか。

Ｄ委員　　世界・国・県・市の一連の関連した動きが同じページ内で見ることができるように収まるようにした方が分かりやすい。

議長　　今のご意見の他は今の素案でよいとして、行政側の取組だけでなく、市民の取組を計画内に盛り込むことについてはどうか。

事務局　　他市の例では、市民の取組を掲げてもは２、３項目くらいである。

Ａ委員　　前のプランで「理解に努め家庭や地域で取り組みましょう」とあるが、こういう表し方なら入れる必要はない。

Ｅ委員　　用語解説とコラムの区別、市民へのメーッセージ性のある呼びかけ等を明確にした方がいい。

議長　　この時代、パソコンでも何でも調べられる。用語集はなくていいかもしれない。

Ｃ委員　　計画の冊子やダイジェスト版は、どこまで渡るのか。読む人の立場で作らないとならない。

事務局　　公共施設、関係機関、ハッピー・パートナー企業などを考えている。公共施設には閲覧用として置いておく。ホームページにも掲載される。

Ｆ委員　　興味のある企業にしか行かないということだと思う。

桑原部長　　今、行政ではあまり冊子にしない動きである。

Ｃ委員　　市民向けの文章をどうするかという話が出たが、計画書の配布が全市民に届かないのであれば市民の取組は盛り込む必要はない。ダイジェスト版を全戸配布するのなら、中に家庭での取組を入れて、自分の立場で考えられるものになるといいと思う。

Ｆ委員　　ダイジェスト版が市民向けで全戸配布なら、本誌は専門的でもいいと思う。

Ｂ委員　　基本計画をコンパクトにしただけのダイジェスト版ではなく、こういうことが「男女共同参画」なんだと分かってもらうために、柏崎に啓発が必要なところを図式などを使い、伝えたいところだけを載せたらどうか。

議長　　結論として、市民の皆さんへの部分は、本誌では入れないこととする。

事務局　　目標指標の数値を入れ込むところはどうか。指標は経年で比較をしたいところがある。また、新たなものも盛り込んだ。

Ａ委員　　意識調査の指標として数値を使うことは有効だと思うが、プランの目標として数字を定めるところは意味をもたない。この数字まで上げるために具体的な活動があれば別だが、活動の中で結果的にどうなるかということであればあえて重点目標とする必要はない。例えば、市民に男女共同参画社会基本法という名前すら情報として届く方法も具体的でなく、半分の人が知らない。全戸に情報を提供することが難しいとすれば達成方法はどうするのか。

桑原部長　　市では、計画のことだけを広報をしている訳ではなく、様々な内容を取り入れ、情報紙を作成している。行政ではいろいろな計画を作っており、その達成度合いを問われている。一つの判断材料として目標を定める必要があり、達成度も示す必要があることを御理解いただきたい。

Ａ委員　　民間では、目標を上げるために具体的な方法がなければ却下されてしまう。結果としての指標を示すのは賛成だが、この計画に対する目標数値ではない。

桑原部長　　男女共同参画は「意識」に関わるところが多く、機械的に測れる数値が少ない。

Ｂ委員　　この数値はやってきたことを図るための参考数値であって、やるべきことは計画の２６ページから掲げている市の取組であり、この具体的施策をやったことで、どういう効果が生まれたかを分析して数字化した指標だと思う。

議長　　実績値は、これまでの市民意識調査結果の推移を経年で載せた方が分かりやすい。育休などは労働関係なので分かりやすいかもしれない。

Ｄ委員　　２４ページの目標指標のところだが、並び順を検討と書いてあるが、基本目標別に並び替えて、その計画内容とリンクすれば、目標値も意味を持ってくる。

議長　　リンクして具体的に事業名や施策が上がってくれば、数字に信憑性がでてくる。

事務局　　基本目標ごとに整理する。「目標」でなくて「指標」という言い方になるか。

Ｃ委員　　目標ではなくこの計画を評価するための数字と思える。

Ｆ委員　　これらの目標指標は、行政が評価をしやすく目に見えるようにするためのもの。市

民側からすれば、制度の名前や中身は知らなくてもその制度を自分たちの生活の中で活用できれば、結果的に男女共同参画の趣旨に沿っていくことになる。

Ｂ委員　ダイジェスト版で、「こんなことご存知でしたか？」などを入れてみたらどうか。

桑原部長　例えば女性の登用率を出す意味合いはある。

Ａ委員　審議会の登用率は良いが、女性の管理職の目標数値を掲げた場合、その年度にふさわしい女性がいなくてもむりやり目標を達成させるという危険性もある。また、男女雇用機会均等法では、女性を必要としても募集に「女性」とできないなどの現象も起こる。

Ｆ委員　行政改革などにも見られるように基本的に数値目標を定めている。数値目標事態は大事だが、評価であれば、行政の側でわかればよい。

Ｅ委員　計画の目標指標で、７．８番は具体的な割合を聞いているが、９．１０．１１番は平等感という聞き方なので、どの位のレベルを目標にするのか検討していただきたい。１２番だけが、数値が下がった方が良くなるというのは、わかりにくい。

Ｂ委員　基本目標と比べているのか、具体的な施策で比べているのかなどが混じっている。７番は価値観の問題が入ってきている。ここでとりあげるのは好ましくない気もする。

桑原部長　市民意識調査は、問い方を少し変えただけで回答が変わるため、比較そのものが難しくなる。

Ａ委員　「どちらかと言えば」という聞き方も数字がどんどん変わってきてしまう。

事務局　国等の結果とも比較するために同じような質問項目を設定する必要もある。指標はそれぞれの項目に落とし込んだり、各法律を知っているか等を減らし、労働法関係は載せておきたい。

Ｇ委員　教育の場面では男女共同参画や基本法に触れるという機会はあるのか。

Ｅ委員　制度や法律は中学３年生の社会科（公民分野）で学習するが、男女で差別されないとか一人ひとりが大事にされるなどは小学校１年から道徳や国語の教材で含まれている。

Ａ委員　他では、男女差別と男女区別が一緒になってしまい、問題になったケースがある。

Ｅ委員　性差に対応することと人権として教育を受けるということは違う。

Ａ委員　保護者からすると男女平等に基づいた教育の評判はあまり良くない。

Ｂ委員　平等感に過剰反応しているところがあるが、名簿を混合にすれば平等になるのかという教育ではなく、固定化するのが良くないのだが、「混合」がひとり歩きすると本来の意味がわからなくなってしまう。

Ｃ委員　計画の中の障害の「害」の文字は漢字か平仮名か。

事務局　法律は、すべて漢字であるが、自治体によっては平仮名の表記と決めているところがある。ただし、法律用語は、法律に従うため、漢字と平仮名が混在する。

Ａ委員　国の法律に準じたほうがよい。

Ｂ委員　この審議会では、計画中の障害の「害」を「がい」と平仮名にする必要性があるという意見が多いとはいえず、議論を経て漢字で統一することでどうか。ただし、今後、様々な情勢の変化により変えるということはありうる。

⑷　女性活躍推進法の成立について

（事務局から資料№.４について説明）

⑸　平成２５年３月２８日付け「男女共同参画社会の推進のための提言書」に対する取組についての回答

（事務局から資料№.５について説明）

桑原部長　　提言を出していただいたことによって、市が対応策を考える部分もある。議会の一般質問の中でもこの内容について取り上げられている。

議長　　緊急度の高いＤＶや学童保育に関しては改善されている。

Ａ委員　　Ｐ３３に「女性自身が方針決定への参加の場や責任ある地位に就くことを敬遠する意識もあること等」がある。嫌がる女性もいるんだという視点も事業に取り入れていただきたい。

Ｄ委員　　私たちもどういう視点から見ればいいというのが分かってきた。

Ｈ委員　　会議に参加させていただいてだんだん理解してきた。

Ｆ委員　　女性の問題が多いということがかなり出てくるが、ワーク・ライフ・バランスでは男性の労働時間を減らしていくかという視点も重要である。

Ｉ委員　　大人が社会に貢献する姿を子どもたちに見せて、それぞれが出ていくことが大切で、社会に貢献できているという基本的なところが大事かと思う。

Ｅ委員　　先日、地域で防災の話があり、防災組織の中でも女性の視点を取り入れることがいいという話があった。そのあと「女性はこうだから」という説明があり、意識はまだまだなんだと思った。その人らしさの良さが生かされていければいいと思った。

Ｃ委員　　現在では、学級委員長や体育祭の応援団長に女性がなっているので、教育の場面では成果が表れているということを感じた。これから若い人が社会に出た時に変わっていくのかと思った。

Ｇ委員　　これからの若い人たちにとても期待をしている。今、分かりやすいように話をしていこうという動きになっているので、これだったら私には関係ないと思っていた人に伝わるのかなと思った。先日、国連の女子差別撤廃委員会の委員長に茨城県の女性がなったという記事を見て、日本代表でなかなか肩身が狭いと思ったが活躍していただきたい。

⑹　次回の審議会の日程について

事務局　　１１月１２日の午後３時からお願いしたい。

⑺　閉会あいさつ

新野副会長　　いろいろな場面で男女共同参画社会がなかなか進まないことについて話をしているが、レベルは上がっている。ただし、格差が広がっているため、全体とすると数字が上がらない。この審議会の議論は厚みを増している。来年は市民のために意見をまとめ、提言を出せたらいいと思う。